

地方税におけるQRコードの活用について

令和3年7月9日(金)
総務省自治税務局電子化推進室

地方税の収納手段(現状)

地方税共通納税システムについて

- 法人は、その事業活動が複数の地方団体にまたがること、またその従業員が複数の地方団体から通勤するケースがあることから、地方税においては、紙ベースではなく電子的に申告等を行うニーズが高い。
- 令和元年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、電子納税が可能となっている。令和3年10月から個人住民税利子割等を、令和5年度から固定資産税等を対象税目に追加。

概要

<主なメリット>

納税者

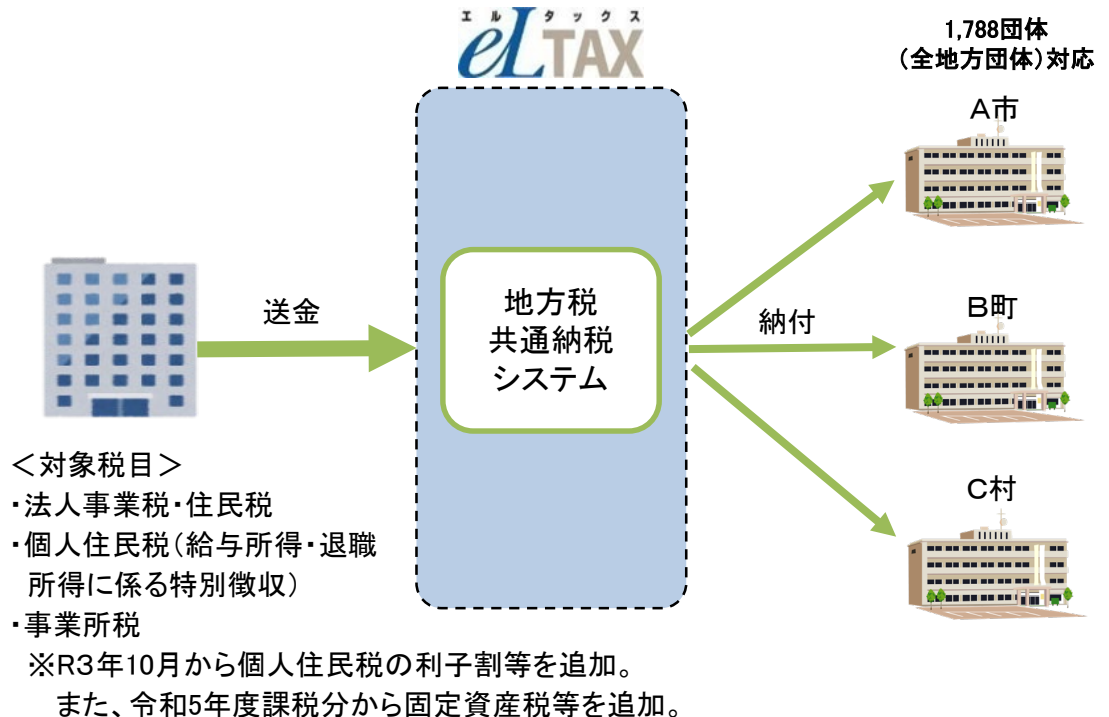
- 対象税目について、全ての地方団体に対して電子納税可能
- 合計税額をeLTAXに送金することで、複数地方団体への納付が可能

金融機関

- 窓口来訪者の減少による窓口業務の負担軽減
- 領収済通知書の処理に係る負担軽減

地方団体

- 納付書の封入作業等の負担軽減
- 印刷費、郵送費等の負担軽減



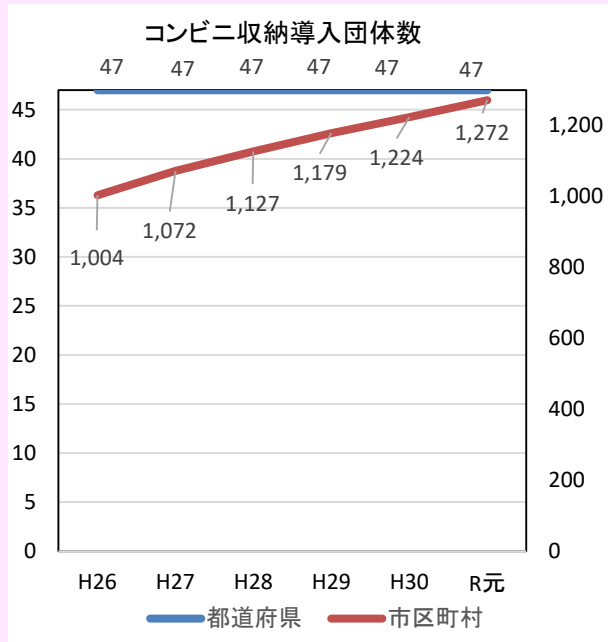
<令和2年度実績>

法人事業税・住民税		個人住民税(特別徴収分)		事業所税		合計	
納付件数	納付額	納付件数	納付額	納付件数	納付額	納付件数	納付額
254,992件	10,703億円	467,817件	1,953億円	4,283件	286億円	727,092件	12,942億円

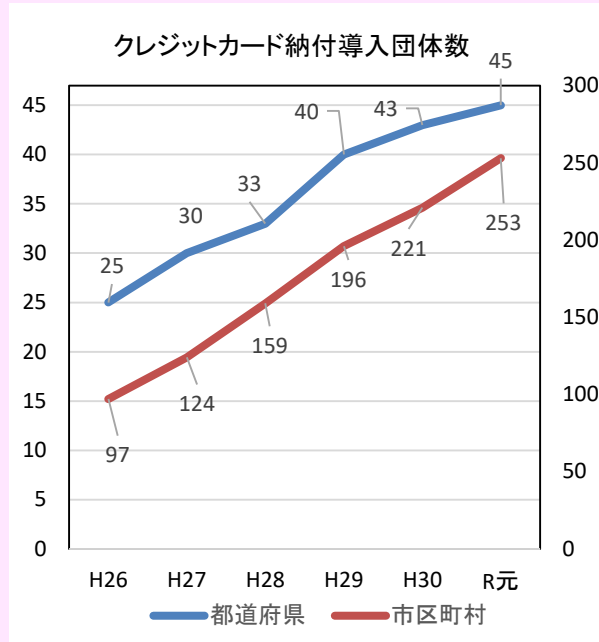
地方税に係る収納手段の多様化

- 従来から行われてきた口座振替に加えて、コンビニ納税(平成15年度)、クレジットカード納付(平成18年度)など累次の制度改正により、収納手段は多様化。
- 個人を取り巻くICT環境の変化に対応し、更なる収納手段の多様化を推進。

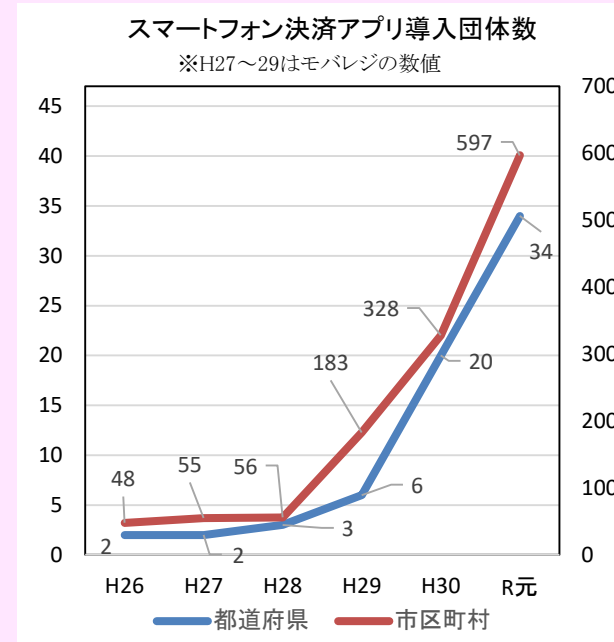
収納手段別の導入団体数の推移(各年7月1日時点) ※総務省調べ



※人口カバー率: 都道府県 100%、
市区町村 96.3% (令和元年度)



※人口カバー率: 都道府県 98.5%
市区町村 44.3% (令和元年度)

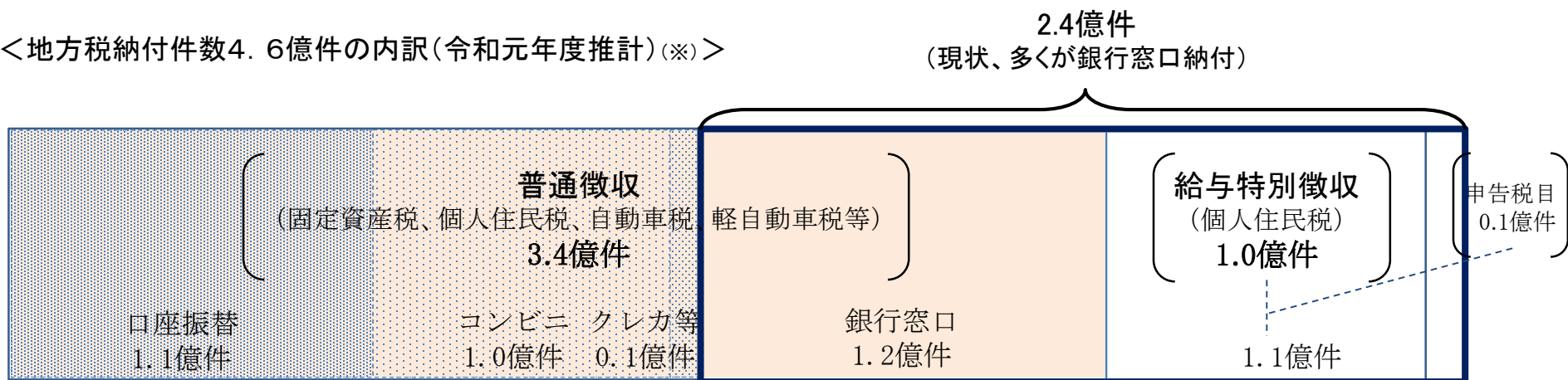


※人口カバー率: 都道府県 75.4%
市区町村 56.7% (令和元年度)

地方税における納付件数の内訳(推計値)


- 賦課税目(普通徴収分)については、口座振替、コンビニ納税等の納付手段が一定程度活用されている。
- 個人住民税(給与特別徴収分)や申告税目についても、令和元年10月から地方税共通納税システムによる納付が可能となっているが、現状、その多くが銀行窓口において納付されている。

<地方税納付件数4.6億件の内訳(令和元年度推計)(※)>



※ 納付件数は、総務省から地方団体への調査による。納付件数に地方消費税、国民健康保険税等は含まれていない。

(参考) 地方税における納付書の例

77 四角県 払込取扱票		公 通宝私込料金 加入者負担		Pay-easy				
加入者名	〇〇県出納長	口座番号	01234-5-678901		合計金額	45000 円		
収納機関番号	48000	納付番号	12345-67890-07		確認番号	654327	納付区分	678
会計年度	平成30年度	納期限	平成30年 5月31日		主管所名	四角県 自動車税事務所		
<p>34 3201234567890100000045000248000000000000</p> <p>34000000001234567890076543270000000000000000</p>								
収コンレ用	 (91)948000-0123456789012345678900 050531-0-045000-0		領収日付印 (四角県/コンビニ本部控)					
	(ご注意) 金額を訂正した場合、コンビニエンスストアでは納付できません。							
住所氏名	まるち市 〇〇〇-〇〇 ペイジー 太郎 様		領収日付印 (納税者保管)					
税目	自動車税	収納代行会社 (株) 〇×△◇						

納付書 公 通宝私込料金 加入者負担		Pay-easy	
加入者名	四角県出納長		
口座番号	01234-5-678901		
納付番号	12345-67890-07		
確認番号	654327	納付区分	678
税額	45000 円		
延滞金	円		
合計金額	45000 円		
納期限	平成30年 5月31日		
納税者氏名	ペイジー 太郎 様		
主管所名	領収日付印		
四角県 自動車税事務所	領収日付印 (納税者保管)		
電話 XX-XXXX-XXXX			

領収証書	
納付者氏名	ペイジー 太郎 様
納付番号	12345-67890-07
登録番号	〇〇300あ0008
登録年月日	平成30年 4月 1日
納期限	平成30年 5月 31日
合計金額	45000
上記金額を領収しました。	
発行年月日	平成30年 5月 2日
自動車税事務所長	印

金融機関から地方団体へ回付
 ※ 地方団体においてデータ化

金融機関にて保管

納税者にて保管

II 各分野における規制改革の推進

3. 投資等ワーキング・グループ

(3)金融分野における規制改革

ア 地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組

【a:(第1弾)令和3年10月措置、(第2弾)令和5年度以後の課税分措置、

b:(前段)令和3年上期措置、(後段)令和4年度措置、c,d:引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

指定金融機関は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条により、地方公共団体の公金の収納又は支払の事務を取り扱うこととされているが、現状、書面・対面ベースの非効率・高コストな仕組みとなっており、指定金融機関等に多大な負担がかかっている。

例えば金融機関窓口を持ち込まれた納付書は、地方公共団体ごとに様式が異なり、手作業での事務処理が必要となっている。また、指定金融機関から地方公共団体への納税済み情報の受渡しの多くは紙で行われているため、地方公共団体においても同様に手作業の業務が発生している。

しかしながら、一部の地方公共団体が窓口収納事務に関する経費を負担していないことが、地方税等の収納効率化・電子化に向けた阻害要因となっているとの指摘もあり、速やかな見直しなどが求められる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

a 総務省は、地方税の収納手段の効率化・電子化を加速する観点から、地方税共通納税システムの対象税目を拡大する。第1弾として、個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割、第2弾として、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加する。さらに拡大可能な税目の有無について継続的に検証する。

b 総務省は、金融機関・地方公共団体等からなる検討会を開催し、地方税用QRコードの統一規格を取りまとめ、令和3年上期に公表する。また、関係機関のシステム改修・連携テストを経て、令和5年度課税分から地方税用QRコードの活用を開始できるよう措置する。

c 総務省は、地方公共団体と指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化を進める観点から、経費負担の見直しなど、地方公共団体に対応を促す。

d 金融庁は、業界団体の要望を踏まえ、地方公共団体と指定金融機関等の経費負担の課題を明確にし、規制所管府省と調整を行う。

※「実施事項」については、同内容が規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)に盛り込まれている。

地方税におけるQRコード規格に係る検討会

- 地方団体、金融機関関係団体等を構成員とする地方税におけるQRコード規格に係る検討会（事務局：総務省及び全国銀行協会）において、地方税統一QRコードの規格を検討し、令和3年6月30日に取りまとめを公表。

※開催実績： 令和3年4月26日、5月27日、6月23日の3回にわたり検討会を開催。

【メンバー】

所属	内訳
地方団体関係	東京都、愛知県、福岡県、仙台市、横浜市、浜松市、神戸市、前橋市、三鷹市、豊橋市、東海市、川西市、高松市、庄内町、津幡町、宇多津町、飛島村
金融機関関係	全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、労働金庫連合会、農林中央金庫、ゆうちょ銀行
事業者団体	キャッシュレス推進協議会、日本マルチペイメントネットワーク運営機構、日本代理収納サービス協会
国等	総務省、地方税共同機構

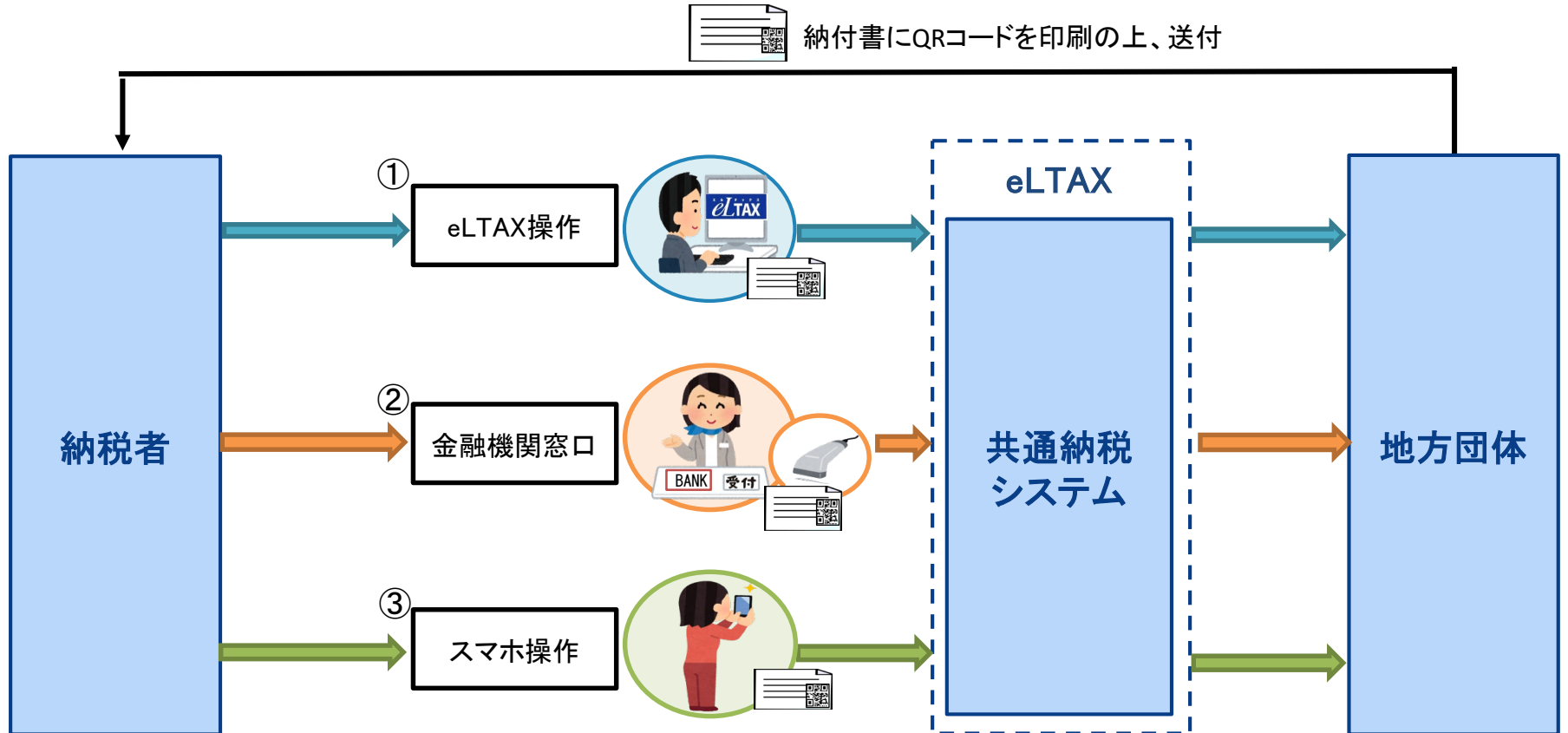
【オブザーバー】

所属	内訳
地方団体関係	全国知事会、全国市長会、全国町村会
地方団体ベンダー	富士通Japan、日本電気、日立製作所、日本電子計算、TKC、RKKCS
eLTAX・MPNベンダー	NTTデータ
国等	金融庁

検討会取りまとめ

地方税統一QRコードの活用について

- 地方団体は、関係機関における事務負担の軽減及び納税者の利便性向上のため、令和5年度から地方税の納付書に地方税統一QRコードを付す。
- 当該QRコードは、①eLTAX操作による納税、②金融機関窓口における納税、③スマホ操作による納税に活用する。



地方税統一QRコード格納項目

地方税統一QRコードには、納付時に活用するもの(納付画面における案件確認等)、納付情報をeLTAXを經由して地方団体に送付するために必要なもの、地方団体における消込みに必要なものを盛り込んだ上で、将来的な拡張性も考慮し、次の項目を格納する。

項番	項目	文字種	桁数	内容
01	仕様バージョン(JPQR関係)	半角数字	2	“01”を設定
02	静的・動的フラグ(JPQR関係)	半角数字	2	“12”(動的/請求書払い)を設定
03	宛先情報(JPQR関係)	半角数字	5	地方税共同機構識別符号“13800”
04-1	チェックディジット	半角数字	2	
04-2	地方税共同機構の口座番号	半角数字	11	便宜的にALL0を設定
04-3	払込金額	半角数字	11	今回納付額合計
04-4	払込手数料の加入者負担/払込者負担	半角数字	1	手数料の負担者を識別する項目。“2”(加入者負担)を設定
04-5	機関ID(収納機関番号)	半角数字	5	地方税共同機構をMPNの収納機関とする番号“13800”
04-6	印紙税の要否の別	半角数字	1	領収書への印紙の要否を識別する項目。“0”(不要)を設定
04-7	税目・料金(納付区分)	半角数字	3	税目を識別するための税目・料金番号
04-8	拡張領域	半角数字	5	便宜的にALL0を設定
04-9	チェックディジット	半角数字	2	
04-10	案件特定キー	半角数字	20	地方団体が付番する案件特定キー番号
04-11	確認番号	半角数字	6	地方団体が付番する確認番号
04-12	eLTAX利用領域	半角数字	1	“0”を設定
04-13	団体番号	半角数字	5	地方公共団体コード
04-14	税務事務所コード	半角数字	3	税務事務所コード
04-15	拡張領域	半角数字	7	便宜的にALL0を設定
05	課税年度	半角数字	4	当該納付案件の課税年度(西暦4桁)
06	対象年度	半角数字	4	当該納付案件の対象年度(西暦4桁)
07	期別	半角数字	2	01=1期、02=2期、…
08	納期限	半角数字	8	当該納付案件の納期限 YYYYMMDD
09	支払期限	半角数字	8	QRコードを活用した支払期限 YYYYMMDD
10	拡張領域	半角数字	85	便宜的にALL0を設定
11	チェックディジット(JPQR関係)	半角数字	5	

※ 04-1から04-15までは、MPN一括伝送方式で使用される83桁のルールに準拠している。

地方税統一QRコード格納項目

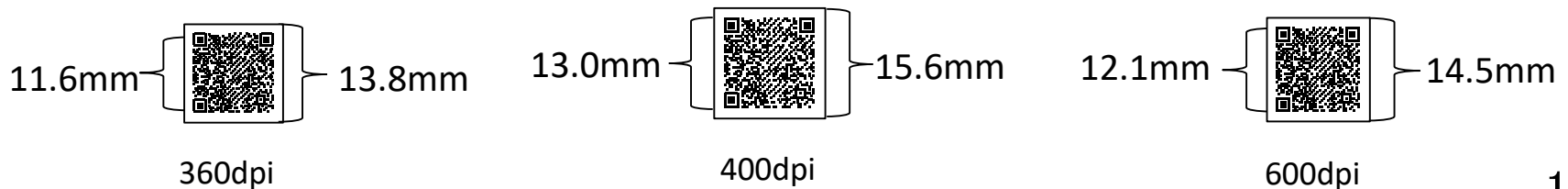
項番	項目	考え方等
01	仕様バージョン(JPQR関係)	JPQR必須。キャッシュレス決済事業者は、これらの情報をもとに、地方税共同機構(eLTAX)経由で地方団体に収納情報を送る案件であることを識別する。
02	静的・動的フラグ(JPQR関係)	
03	宛先情報(JPQR関係)	
04-1	チェックディジット	MPN必須
04-2	地方税共同機構の口座番号	MPN必須
04-3	払込金額	MPN必須。各収納受付機関は、当該金額を収納し地方税共同機構へ送金する。
04-4	払込手数料の加入者負担／払込者負担	MPN必須。地方税においては「加入者負担」。
04-5	機関ID(収納機関番号)	各収納受付機関は、当該情報に基づき、地方税共同機構(eLTAX)へ情報を伝送・送金する。
04-6	印紙税の要否の別	MPN必須。地方税においては印紙税「不要」。
04-7	税目・料金(納付区分)	納税者や収納受付機関は、当該情報により納付案件を確認することができる。
04-8	拡張領域	今後、必要が生じた場合に必要項目をセットする。MPN加入者使用桁に設定。
04-9	チェックディジット	MPN必須
04-10	案件特定キー	地方団体は、地方税共同機構(eLTAX)から収納情報を受け取った後、当該情報に基づき、消込処理を行う。MPN加入者使用桁に設定。
04-11	確認番号	
04-12	eLTAX利用領域	MPN加入者使用桁に設定
04-13	団体番号	地方税共同機構(eLTAX)は、当該番号・コードに基づき、各地方団体に収納情報を振り分ける。MPN加入者使用桁に設定。
04-14	税務事務所コード	
04-15	拡張領域	今後、必要が生じた場合に必要項目をセットする。MPN加入者使用桁に設定。
05	課税年度	納税者や収納受付機関は、当該情報により納付案件を確認することができる。
06	対象年度	
07	期別	
08	納期限	納税者や収納受付機関は、当該情報により納付案件を確認することができる。納期限超過後も、04-3「払込金額」を収納することを基本とする。
09	支払期限	支払期限超過後の納付は不可。
10	拡張領域	今後、必要が生じた場合に必要項目をセットする。eLTAXのURL格納を将来的に検討。
11	チェックディジット(JPQR関係)	JPQR必須

地方税統一QRコード生成条件

- 地方団体は、前頁の情報を格納したQRコード(モデル2)を次の条件に従い生成し、地方税の納付書表面に印刷する。

項目	数値	条件
バージョン	6	固定 ※生成ソフトの能力で、別バージョンとなることは許容
誤り訂正	M	固定
プリンタdpi	300dpi以上	各地方団体において設定
セルサイズ	0.28mm以上 (0.32mm以上推奨)	印刷スペースを踏まえ、 可能な限り大きく設定
1セル当たりドット数	4ドット以上	dpiに合わせて最適数を設定

※ 上記条件に従い生成されるQRコードの最小サイズは、印刷プリンタの解像度により、11.6mmから13.0mm(マージン込みで13.8mmから15.6mm)となる。地方団体においては、印字確認及び読取確認により、読取の安定性を事前検証する。



地方税統一QRコード対象税目

○ 地方団体は、固定資産税・都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割については、地方税共通納税システムの対象税目拡大と合わせ、令和5年度から納付書にQRコードを印刷する。

※ 当初課税分については、地方税共通納税システムの対象税目の拡大の一環として、全地方団体において対応。

※ 比較的件数の少ない随時課税分、督促分等の自庁印刷分については、システム改修規模等を踏まえ、各地方団体が令和5年度における対応の可否を判断。システム標準化も踏まえ、随時課税分等についても令和7年度中を目途に全地方団体で対応。

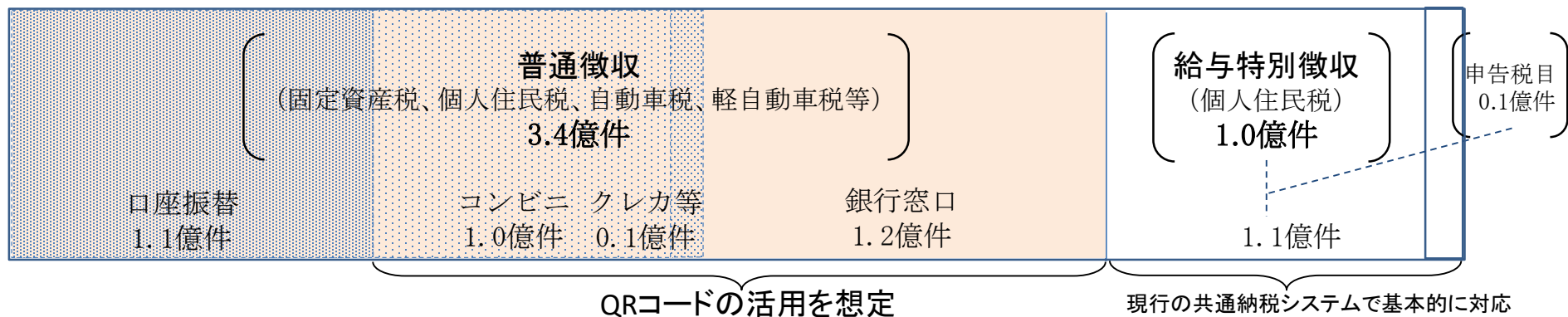
※ 上記4税目以外の税目（普通徴収）についても、希望団体がQRコードを活用することができるようeLTAXの改修を行う。

※ 総務省は、必要な制度改正及び財政措置を検討。

○ 個人住民税特徴分や申告税目については、確定税額の格納が困難なため、当面QRコードを活用しない。これらの税目については、関係機関が連携し、現行の地方税共通納税システムによる納税を推進。

※ ただし、督促分など税額が確定しているものについて、希望団体がQRコードを活用することができるようeLTAXの改修を行う。

＜地方税納付件数4.6億件の内訳(令和元年度推計)(※)＞




※ 納付件数は、総務省から地方団体への調査による。納付件数に地方消費税、国民健康保険税等は含まれていない。

※ 普通徴収3.4億件のうち2.8億件は固定資産税・都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割の4税目。

地方税統一QRコードの印刷スペース

- ゆうちょ銀行の「カク公」帳票及びペイジー標準帳票については、斜線部(20mm×35mm)にQRコードを印刷。
- 地方団体は、上記以外の各地方団体が定める納付書を使用することも可能。その場合、地方団体は、関係機関と印刷位置も含めて調整を行う。
- 全国の地方団体が一斉にレイアウトを変更することから、関係機関においては、レイアウト審査・確認を短期間で行うことができるよう配慮を行う。
- コンビニ収納用バーコードとQRコードとの併存を禁止する流通システム開発センターのガイドラインについては、令和3年度中を目途に改訂される見込み。なお、本QRコードについては、コンビニにおいては活用不可である旨、納税者に対し丁寧な説明を行う。

22	東京MT	払込取扱票	公	通常払込料金 加入者負担	金額 訂正															
<table border="1"> <tr> <td>口</td><td>座</td><td>記</td><td>号</td><td>番</td><td>号</td><td>額</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>							口	座	記	号	番	号	額							
口	座	記	号	番	号	額														
加入者名	料 金		備 考																	
<table border="1"> <tr> <td>32</td> <td>1234567890AFHJKLPTVX-+*#1234567890AFHJK</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1234567890AFHJKLPTVX-+*#1234567890AFHJKLPTVX</td> </tr> </table>							32	1234567890AFHJKLPTVX-+*#1234567890AFHJK		1234567890AFHJKLPTVX-+*#1234567890AFHJKLPTVX										
32	1234567890AFHJKLPTVX-+*#1234567890AFHJK																			
	1234567890AFHJKLPTVX-+*#1234567890AFHJKLPTVX																			
ご依頼人住所氏名	郵便番号	日 附 印																		
<small>この払込取扱票は機械で処理しますので、中央の欄を汚さないよう特にご注意ください。また、本票を折ったり曲げたりしないでください。(ゆうちょ銀行)</small>																				
																				

通常払込料金 加入者負担	振替払込請求書 兼受領証	公																			
<table border="1"> <tr> <td>額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			額																		
額																					
加入者名	料 金		備 考																		
<table border="1"> <tr> <td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>						千	百	十	万	千	百	十	円								
千	百	十	万	千	百	十	円														
<input checked="" type="checkbox"/> 切り取らないで提出してください。																					
ご依頼人住所氏名	日 附 印																				
<small>この受領証は、大切に保管してください。</small>																					

※ ゆうちょ銀行の既存の通常払込み(OCR行読込又はイメージ処理)との併存も可能。なお、地方団体が通常払込みの取扱いを希望しない場合には、この払込取扱票は使用できない。

地方税統一QRコードの印刷スペース(MPN帳票)

77 四角県 払込取扱票		公 通常払込料金 加入者負担		pay-easy	
加入者名	〇〇県出納長	口座番号	01234-5-678901	合計金額	45000 円
収納機関番号	48000	納付番号	12345678901234567890	確認番号	654327
				納付区分	678
会計年度	令和3年度	納期限	令和3年5月31日	主管所名	四角県 自動車税事務所

34 320123456789010000004500024800000000000
34000000001234567890076543270000000000000000

収納用 コンビニ	 (91)948000-0123456789012345678900 050531-0-045000-0 (ご注意) 金額を訂正した場合、コンビニエンスストアでは納付できません。	
	住所氏名	まるち市 〇〇〇-〇〇 ページー 太郎 様
税目	自動車税	収納代行会社 (株) 〇×△◇

領収日付印

(日角紙/コンビニ本据控)



納付書 公 通常払込料金 加入者負担		pay-easy			
加入者名	四角県出納長				
口座番号	01234-5-678901				
納付番号	12345678901234567890				
確認番号	654327	納付区分	678		
税額	45000 円				
延滞金	円				
合計金額	45000 円				
納期限	令和3年5月31日				
納税者氏名	ページー 太郎 様				
主管所名	領収日付印				
四角県 自動車税事務所	<table border="1"> <tr> <td>領収日付印</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> </tr> </table> (納税者保留)			領収日付印	
領収日付印					
電話 XX-XXXX-XXXX					

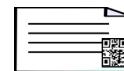
領収証書	
納付者氏名	ページー 太郎 様
印	
郵便番号	12345678901234567890 12345-67890-01
登録番号	〇〇300あ0008
登録年月日	令和3年4月1日
納期限	令和3年5月31日
合計金額	45000
上記金額を領収しました。	
発行年月日	令和3年5月2日
自動車税事務所長	印
領収日付印	
(納税者保留)	

切り取らないで窓口にお出しください。ATMではお取扱いできません。

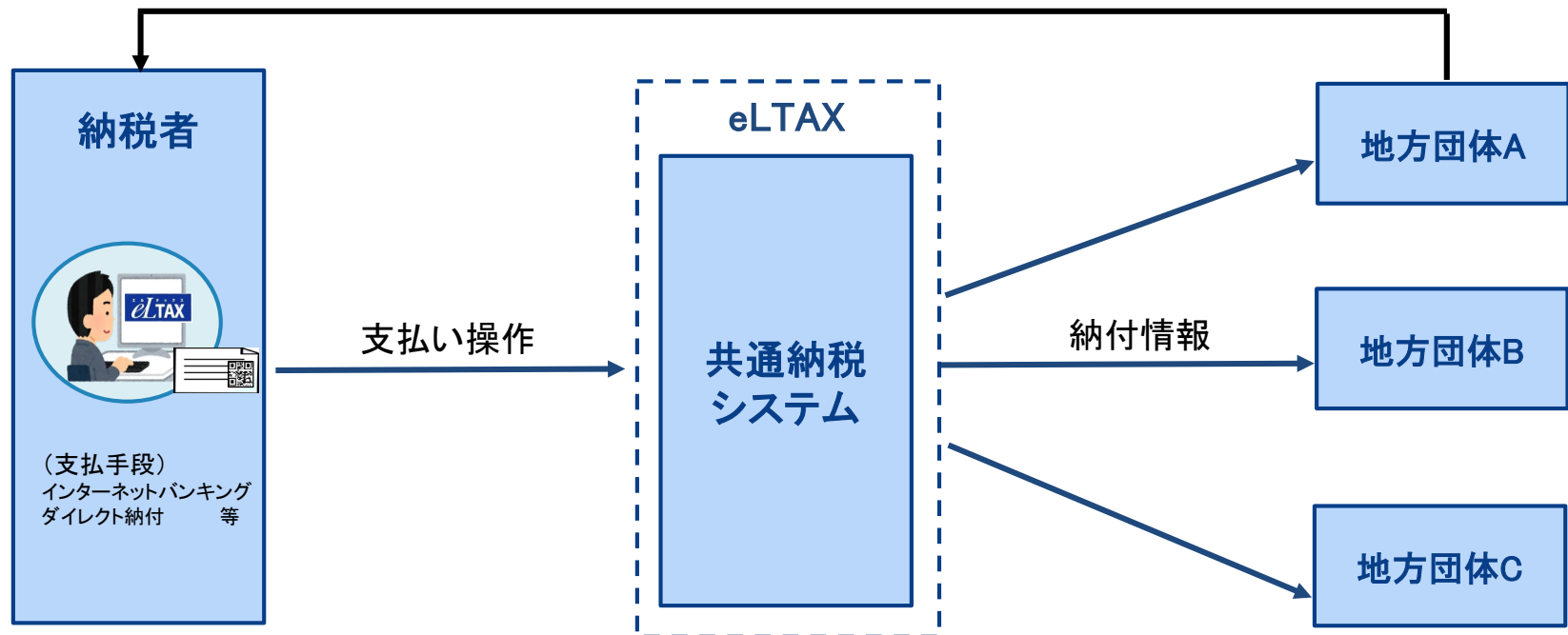
※ 既にMPNを導入している地方団体において、従来のページー(インターネットバンキング、ATM、OCR行読込による一括伝送方式、窓口オンラインによるオンライン方式等)の取扱いを妨げるものではない。

地方税統一QRコードの活用(eLTAX操作)

- 納税者は、eLTAXにおいて、案件特定キー等の入力によって納税を行うが、QRコードの読取により入力を簡素化。
- 地方税共同機構は、インターネットバンキングやダイレクト納付のほか、納税者の利便性向上のため、他の納付手段の導入について検討する。
- eLTAXから地方団体に対しては、地方税共通納税システムのフォーマット(納付情報管理ファイル及び納付情報ファイル)により納付情報を送信する。

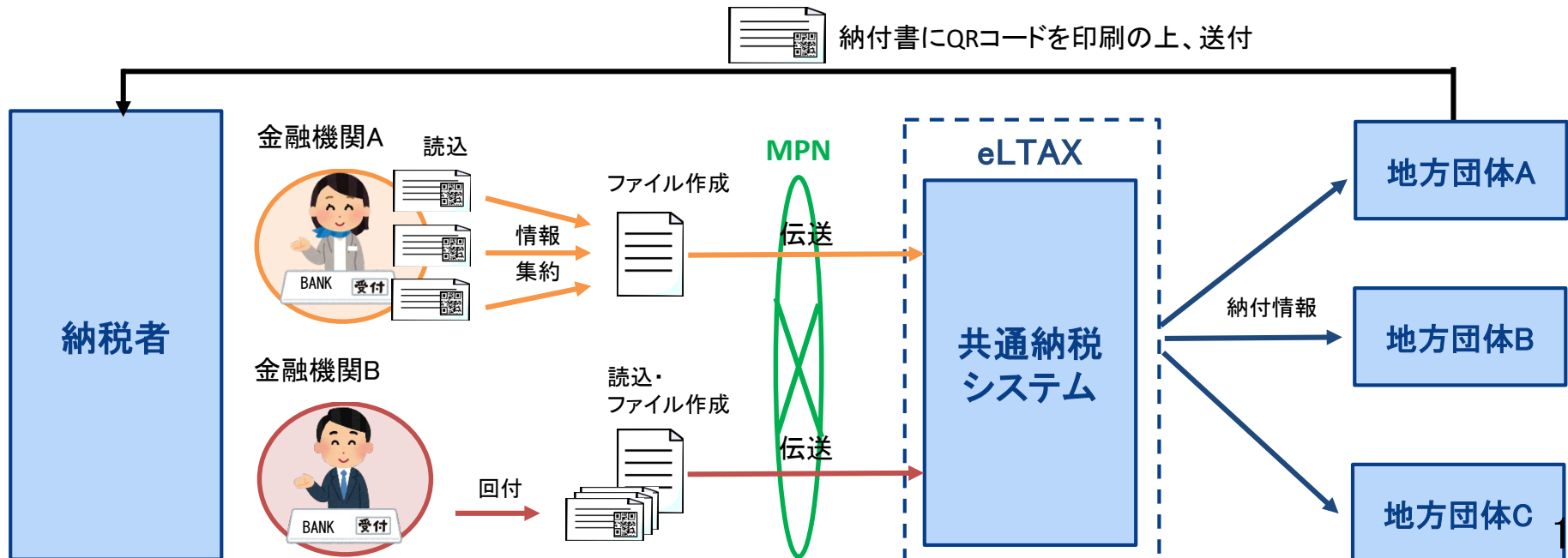


納付書にQRコードを印刷の上、送付



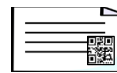
地方税統一QRコードの活用(金融機関窓口収納)

- 納税者は、地方税統一QRコードが印刷された納付書を金融機関窓口を持参し、納税を行う。
- 地方税共同機構が収納事務を委託する金融機関においては、地方税統一QRコードから必要な情報(項番04-1から04-15の83桁)を読み取り、マルチペイメントネットワークを通じ、一括伝送方式のフォーマットを活用してeLTAXに送信する。eLTAXから地方団体に対しては、地方税共通納税システムのフォーマット(納付情報管理ファイル及び納付情報ファイル)により納付情報を送信する。
- 当該金融機関においては、指定金融機関先、収納代理金融機関先の地方団体の納付書のみならず、全地方団体に係る地方税統一QRコードが印刷された納付書を受け付ける。このため、納期限超過後に金融機関窓口で延滞金等の計算を行い、QRコード格納金額に加えて収納する取扱いを全国一律で導入することはしない。
- これまでの検討経緯を踏まえ、全金融機関における地方税統一QRコードへの対応をお願いしたい。
- マルチペイメントネットワーク運営機構は、一括伝送方式に新たに対応する金融機関に対し、導入手順の提示などの支援を行う。

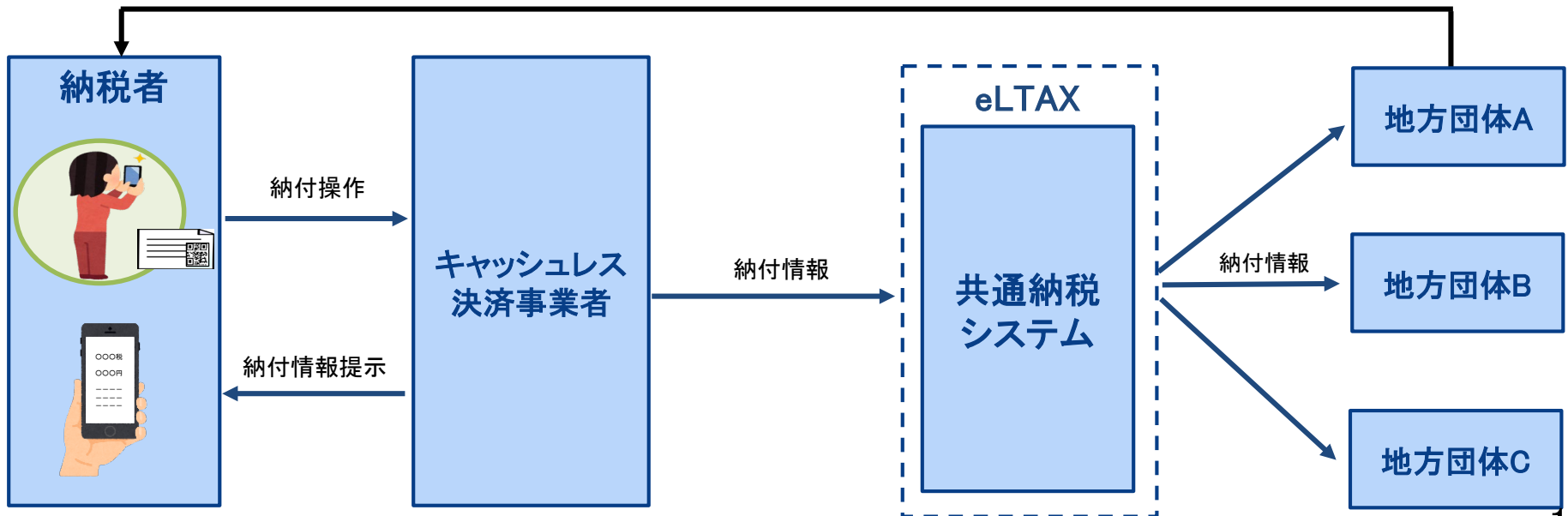


地方税統一QRコードの活用(スマホ操作)

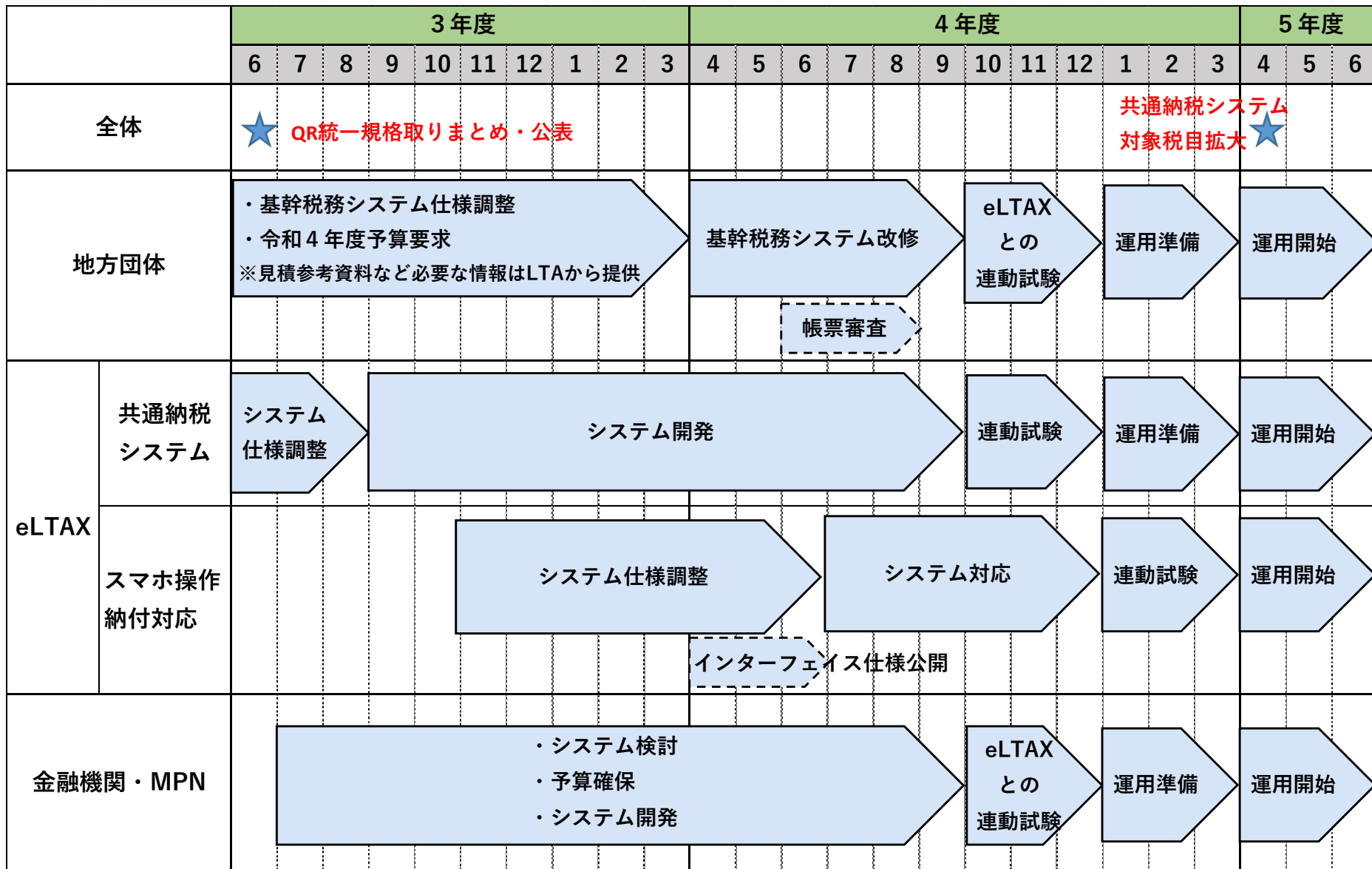
- 納税者は、スマホ決済アプリにおいてQRコードを読み取り、QRコードに格納されている情報をもとに、納税を行う。
- スマホ決済アプリにおいては、QRコードから必要な情報を読み取り、納付情報をeLTAXに送信する。eLTAXから地方団体に対しては、地方税共通納税システムのフォーマット(納付情報管理ファイル及び納付情報ファイル)により納付情報を送信する。
- スマホ決済アプリとeLTAX間の連携方法等については、今後詳細の検討を行うが、令和5年度からのスマホ操作による納付を実現するため、地方税共同機構は令和4年度の早いタイミングでインターフェイス仕様を公表する。



納付書にQRコードを印刷の上、送付



今後のスケジュール(想定)



※その他必要に応じて関係機関による調整を行う。

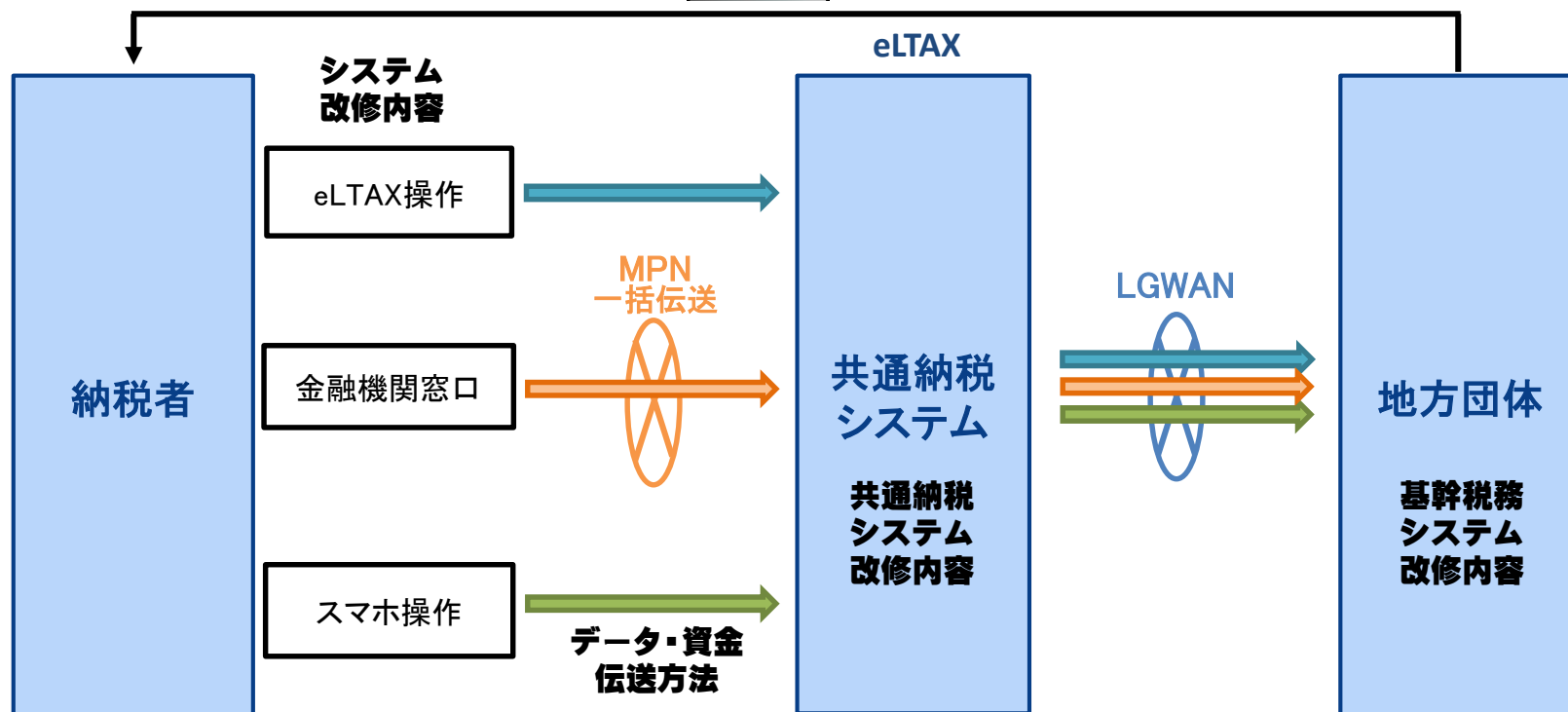
地方税統一QRコードの活用に係る検討会

- 令和5年度からの地方税統一QRコードの活用に向け、「地方税におけるQRコード規格に係る検討会」を改組して「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」を設置。関係機関間で調整が必要な事項についての検討・情報共有を行うこととする。

＜今後の主な検討事項＞



- ・QRコード印刷位置の調整
- ・コンビニ用バーコードとの併存（周知等）



- ・各収納手段を地方税共通納税システムで利用する場合の制度的な整理
- ・関係者のオペレーションの簡素化、効率化

等